

# 令和5年度 認知症に関する施策の実施状況について

## 1 はじめに

「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例(平成30年4月1日施行)」第13条に基づき、本市における認知症に関する施策の実施状況について報告する。

## 2 認知症神戸モデルの実施状況

### (1) 認知症神戸モデルの概要

認知症神戸モデルとは、診断助成制度と事故救済制度を組み合わせることで実施し、その財源は、超過課税の導入により、市民の皆様から広くご負担いただくこととする取り組み。

#### ●診断助成制度(平成31年1月28日開始)

認知機能検診(第1段階)と認知機能精密検査(第2段階)を組み合わせる2段階方式の診断により、認知症の早期受診を支援する制度。

##### ①認知機能検診(第1段階)

- ・内 容：認知症の疑いの有無を診る。
  - ※疑いありの方には精密検査(第2段階)を勧奨(紹介状交付)。
  - ※受診者全員に運転免許自主返納の啓発リーフレットを配布
- ・実施場所：地域の医療機関で個別実施(令和6年6月時点 466箇所)。
- ・費 用：受診料は無料
  - ※受診券の申込み必要(ホームページ、電話、ファックス、郵送)。
- ・検査ツール：改訂長谷川式簡易知能評価スケール(HDS-R)  
問診票①(認知症の周辺症状等のチェック)  
問診票②(日常生活動作評価として地域包括ケアシステムにおける認知症アセスメントシート(DASC-21)を使用)

##### ②認知機能精密検査(第2段階)

- ・内 容：認知症の鑑別診断
  - ※アルツハイマー型認知症、レビー小体型認知症、血管性認知症、その他の認知症の病名、軽度認知障害(MCI:Mild Cognitive Impairment)、認知症ではない方に分けて診断。
- ・実施場所：専門の医療機関で保険診療により実施(令和6年6月時点 61箇所)
- ・費 用：保険診療の自己負担分を後日申請により返還。
- ・主な検査：画像検査(頭部CTあるいは頭部MRI)、神経心理検査(MMSE等)、血液検査、日常生活動作評価

## ●事故救済制度（平成 31 年 4 月 1 日開始）

◇全神戸市民が対象

①認知症の人が起こした事故で被害に遭われた方に、見舞金を支給

◇認知症と診断された方が対象

②賠償責任保険に市が加入（保険料を市が負担）

③事故があれば、コールセンターで 24 時間 365 日相談を受付

④非常時のかけつけ（捜索）サービスを含む GPS（衛星利用測位システム）の導入支援

※月額利用料金は別途発生

### 【①見舞金と②賠償責任保険の内容】

「見舞金（給付金）制度」（事前登録不要）と「賠償責任保険制度」（事前登録必要）の 2 階建て方式。

（i）見舞金（給付金）

ア 被害者（市民）の場合

・死亡（最高 3 千万円）、後遺傷害（最高 3 千万円）、入院（最高 10 万円）、通院（最高 5 万円）、財物損壊（最高 10 万円）、休業損害（最高 5 万円）

※火事の類焼被害があった場合は上乘せ有り

（1 世帯当り最高 30 万円・1 事故最高 1,000 万円）。

イ 被害者（市外）の場合

・見舞金（最高 10 万円）

（ii）賠償責任保険（認知症と診断された人で事前登録が必要）

・賠償責任保険（最高 2 億円）

（iii）傷害死亡・後遺障害保険（認知症と診断された人で事前登録が必要）

交通事故（自動車事故対象）、交通乗用具の火災による事故によって認知症の方本人が死亡又は後遺障害を負った場合に支給

・死亡（100 万円）、後遺障害（42 万円～100 万円）

※（i）と（ii）は自動車事故対象外

## ●認知症神戸モデルの費用と財源

◇認知症神戸モデルの事業費

（単位：百万円）

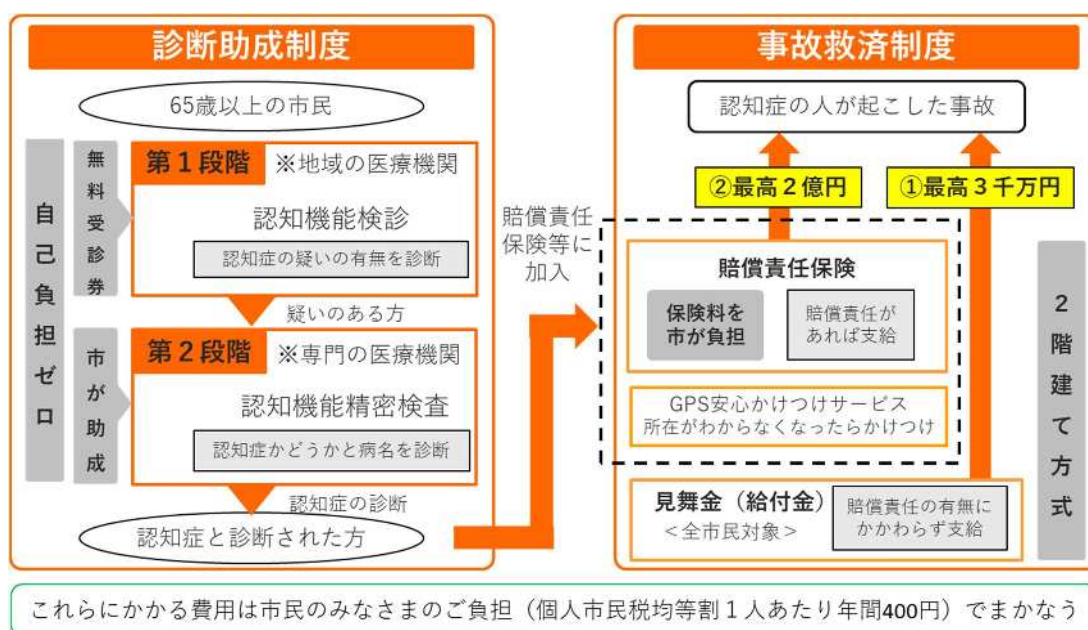
	4 年度	5 年度	6 年度	合計
診断助成制度	132	208	207	547
事故救済制度	50	52	59	161
計	182	260	266	708

令和 4・5 年度は決算額、令和 6 年度は見込額（想定）

## ◇認知症神戸モデルの財源

認知症神戸モデルがスタートする令和元年度から、市民税均等割に1人あたり年間400円（月当たり約34円）を上乗せ。

## 認知症神戸モデル<イメージ>



## (2) 診断助成制度の実施状況(令和6年6月末まで)

○認知機能検診（第1段階）受診者数：79,067人

精査済みの78,466人の結果内訳（6年5月まで）

- ・疑いあり 19,672人（25.1%）
- ・疑いなし 58,740人（74.9%）
- ・認知症新薬適用の可能性あり（要精密検査）54人（0.0%）

○認知機能精密検査（第2段階）受診者数：17,087人

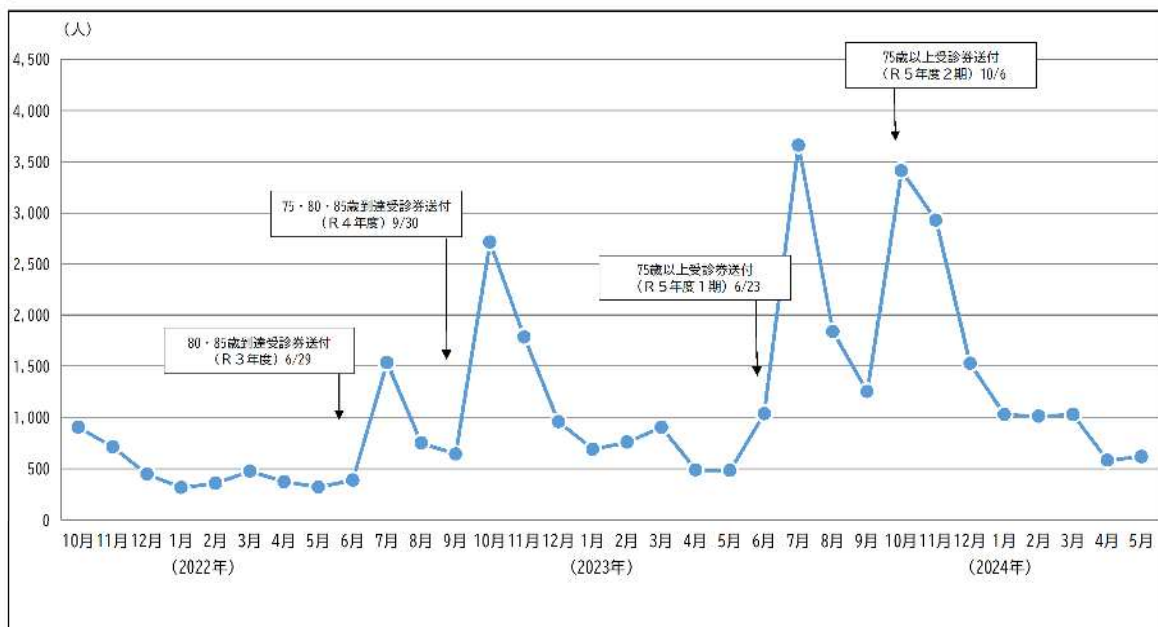
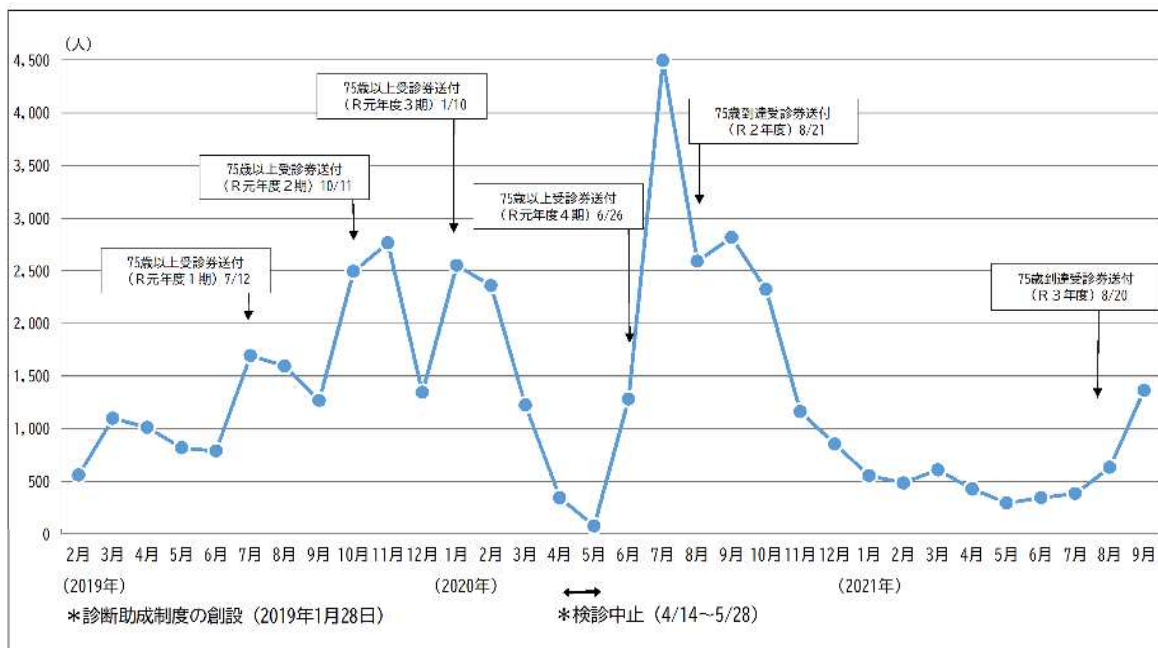
精査済みの16,857人の結果内訳（6年5月まで）

- ・認知症 9,566人（56.8%）
- ・MC I 4,846人（28.7%）
- ・認知症でない 2,445人（14.5%）

### 【受診券一斉送付】

- ・令和元年度、75歳以上の方（220,236人）に受診券を発送。
- ・令和2年度、75歳に到達する方（13,797人）に受診券を発送。
- ・令和3年度、75歳・80歳・85歳に到達する方（44,949人）に受診券を発送。
- ・令和4年度、75歳・80歳・85歳に到達する方（51,858人）に受診券を発送。
- ・令和5年度、75歳以上の方（245,365人）に受診券を発送。
- ・令和6年度、70～75歳に到達する方（約117,000人）に受診券を発送予定。

### 【第1段階：月別受診者数】



### (3) 事故救済制度の実施状況

《支給状況》 (令和6年6月末まで)

	支給件数	支給種別	支給金額計
給付金	19件	物損14件・人身5件	18,109,911円
賠償責任保険	35件	物損34件・人身1件	5,757,875円
計	54件	物損48件・人身6件	23,867,786円

上記のほか、傷害死亡・後遺障害で2件・2,000,000円支給

※賠償責任保険の加入者数11,764人 (令和6年6月末累計)

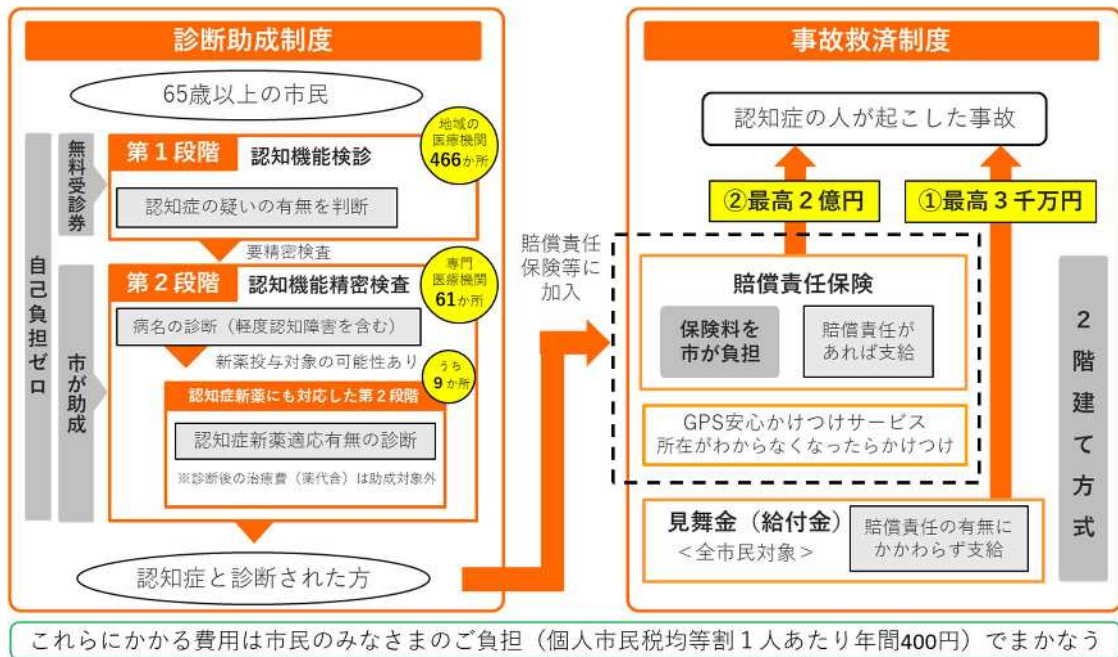
※GPS安心かけつけサービス契約者数 390人 (令和6年6月末累計)

(参考)「認知症新薬にも対応した認知症神戸モデル」について (令和6年度～)

令和6年4月からは認知症新薬(レカネマブ)にも対応し、認知症新薬の投与対象かどうかの診断に係る検査費用も助成している。

※薬代を含む診断後の治療費は助成の対象外

認知症新薬にも対応した認知症神戸モデル<イメージ>



《認知症新薬にも対応した認知症神戸モデル (概要)》

○認知機能検診 (第1段階)

- ・問診や医師の診察の結果、認知症新薬が適用される可能性のある方についても、第2段階の受診を可能とする



○認知機能精密検査 (第2段階)

- ・精密検査の結果、認知症新薬の投与対象者の可能性がある場合、「認知症新薬にも対応した第2段階」に紹介する



「認知症新薬にも対応した第2段階」(令和6年6月時点 9箇所)

- ・厚生労働省の「最適使用推進ガイドライン」に基づき、新薬適用の有無を診断

※「認知症新薬にも対応した第2段階」受診者数：26人(令和6年6月末まで)

- 精査済みの16人の結果内訳(6年5月まで)
  - ・新薬の投与対象 8人(50.0%)
  - ・新薬の投与対象外 8人(50.0%)

### 3 認知症の人にやさしいまちづくりに関する施策の推進

#### (1) WHO 神戸センターと神戸大学等による共同研究への協力を実施

介護予防事業の対象者選定に用いる「基本チェックリスト」に回答した約8万人のデータやフレイルチェック結果データと、その後の要介護状態との、認知症関連の比較・分析を実施。本市はデータの提供等による協力・連携。

#### (2) 認知症初期集中支援チーム

あんしんすこやかセンターで相談を受けたものの、受診拒否・認知症による行動の問題が顕著で対応に苦慮している方などへの対応のため、自宅を看護師等の専門職のチームが訪問し、介護や医療に繋げる事業。

※令和5年度：相談件数：189件、訪問回数：2,184回

#### (3) こうべオレンジダイヤル

認知症の総合電話相談窓口として、相談内容に応じて、市内で実施している介護情報の提供や、適切な機関の紹介、関係機関（あんしんすこやかセンター等）との連携を行うほか、必要に応じて、初期集中支援チームと連携して対応を行っている。

※令和5年度：相談件数 864件

#### (4) 認知症疾患医療センター

認知症の鑑別診断に加え、専門医療相談及び診断後の相談支援（電話・面談）を実施する地域での認知症医療提供の拠点。市内に7箇所設置。

認知症の人の状態に応じた対処についての学習の機会の提供や、認知症の方本人同士や家族同士の交流などを目指す認知症サロンを各センターで実施。

※令和6年度より、認知症新薬に係る相談支援等機能が必須化された。

※令和5年度：相談件数 9,420件 鑑別診断件数：2,247件

#### (5) 認知症地域支えあい推進事業

認知症の方や認知症の疑いのある方が、生きがいを持って積極的に社会参加できるよう、地域における認知症についての理解を深める学習会の開催や、認知症予防の取組みを支援するため、地域に専門職を講師として派遣。

※令和4年10月より講師派遣開始

※令和5年度 115団体（合計205回）講師派遣実施

#### (6) KOBE みまもりヘルパー

認知症または軽度認知障害（MCI）と診断された方を対象に、ご自宅に訪問し、見守りや話し相手、外出の付き添い等（介護保険外サービス）を実施。

※令和3年3月開始

※令和6年6月末時点 利用登録者数：59名



#### (7) 認知症カフェ登録事業の推進

認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが自由に参加し、気軽に交互交流や相談等ができる地域に開かれた集いの場を登録・紹介。

※令和6年8月1日時点：40箇所



#### (8) あんしんすこやかセンター単位での声かけ訓練の実施

認知症の人の地域での見守り体制を構築するため、あんしんすこやかセンター単位での声かけ訓練を実施する。

※令和5年度 52センターで実施



#### (9) 認知症サポーターの養成

地域全体で認知症の人を見守るため、国が規定する研修を実施し修了者には認知症の人の理解者の証であるオレンジリングを配布。

※令和5年度末時点 受講者累計 138,976名（うち企業等 31,849名、学校 31,951名）

#### (10) 高齢者安心登録事業の推進

行方不明などの心配がある在宅高齢者が事前登録を行い、あんしんすこやかセンターや警察等と情報を共有するとともに、行方不明時には電子メールで行方不明発生情報を配信し、警察への情報提供を呼びかけ、早期発見と保護を目指す。

※令和6年6月末時点 登録高齢者：2,353名、捜索協力者の登録状況：771名

### 4 神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会の開催状況

#### (1) 推進委員会開催の趣旨

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例第12条に基づく市長の附属機関として、認知症の人にやさしいまちづくりを推進していくための議論並びに事故救済制度の見舞金の給付判定を行う。

《認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会の下に設置する部会》

- ・ 事故救済制度に関する専門部会
- ・ 認知症初期集中支援事業等運営関連部会
- ・ 認知症の診断に関する専門部会
- ・ 事故救済制度に関する給付金判定部会

#### (2) 推進委員会の開催状況

各部会での議論の内容及び決定した方向性についての報告を行い、認知症の人にやさしいまちづくり条例について審議を行った。

日時：令和5年11月9日（木）

- 議事：① 認知症神戸モデルの実施状況について  
② 認知症診断助成制度について（専門部会の報告と意見交換）  
③ 認知症初期集中支援事業等について（専門部会の報告と意見交換）  
④ 神戸市認知症施策推進計画について

### （3）各部会の開催状況

#### 【認知症初期集中支援事業等運営関連部会】

- ・日時：令和5年8月1日（火）
- 議事：① 認知症初期集中支援事業の運営と評価について  
② 認知症疾患医療センターの運営と評価について  
③ 認知症診断助成制度における診断後支援について

#### 【認知症の診断に関する専門部会】

- ・日時：令和5年12月26日（火）
- 議事：診断助成制度における認知症新薬への対応について
  
- ・日時：令和6年1月25日（木）
- 議事：① 診断助成制度の実施状況について  
② 診断助成制度における認知症新薬への対応について  
③ 事故救済制度に係る認知症の診断について

#### 【事故救済制度に関する給付金判定部会】 ※内容は非公表

- ・日時：令和5年8月14日  
令和5年11月13日  
令和5年12月11日  
令和6年1月15日



## 5 神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例

平成30年3月30日

条例第21号

改正 平成30年12月10日条例第16号

改正 令和3年12月9日条例第20号

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第5条）

#### 第2章 認知症の人にやさしいまちづくりに関する施策の基本事項（第6条—第11条）

#### 第3章 補則（第12条—第15条）

#### 附則

神戸市では、昭和52年に神戸市民の福祉をまもる条例を制定し、市、事業者及び市民の協働による福祉都市づくりを全国に先駆け推進してきた。

平成7年の阪神・淡路大震災を契機に、高齢者の見守り活動は、見守り推進員の配置及び地域との更なる連携による展開がなされており、その後、協働・参画3条例（神戸市民による地域活動の推進に関する条例、神戸市民の意見提出手続に関する条例及び神戸市行政評価条例をいう。）の下、活発な地域活動が人と人のつながりを深めてきた。

また、復興プロジェクトとして神戸医療産業都市構想が進められ、日本最大級のバイオメディカルクラスター（高度専門病院、医療関係企業及び研究機関等の集積をいう。）が形成されており、世界保健機関健康開発総合研究センターにおいては、高齢化社会に対応するユニバーサルヘルスカバレッジ（全ての人々が適切な健康増進、予防、治療及び機能回復に関するサービスを支払可能な費用で受けられる状態をいう。）の実現に向けた取組が進められている。

このような活動が評価され、平成28年9月にG7保健大臣会合が神戸市で開催された際に、認知症に関する取組が言及された神戸コミュニケが出され、平成29年5月に世界保健機関総会にて認知症に関する行動計画であるグローバルアクションプランが採択された。

神戸市は、国の認知症施策総合推進戦略（新オレンジプラン）を推進するとともに、この世界的な認知症への取組を実践する中で、市民誰一人として取り残さないとの決意の下、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、認知症の人にやさしいまちづくりの理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、もって認知症の人にやさしいまちの実現に資することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において「認知症の人」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症（以下単に「認知症」という。）の者をいう。

##### （基本理念）

第3条 市、市民及び事業者は、次に掲げる認知症の人にやさしいまちづくりに関する基本理念（以下単に「基本理念」という。）に基づき、取組を推進するものとする。

（1） 認知症の人の尊厳が保持され、その者の意思が尊重され、社会参加を促進し、安全にかつ、安心して暮らし続けられるまちを目指すこと。

（2） 認知症の人とその家族のより良い生活を実現するために必要な支援を受けられるよう、まち全体で支えること。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、認知症を重要保健課題として位置付け、市内の認知症に係る医療及び介護の関係者並びに大学等研究機関と連携し、次に掲げる事項に基づく施策を総合的に実施するものとする。

（1） 社会的認知の向上及び啓発

（2） リスクの軽減及び予防

（3） 診断、治療、介護その他支援の充実

（4） 介護者及び家族への支援

（5） 科学的根拠の基盤となる情報システムの整備及び充実

（6） 研究開発の推進

2 前項の施策の策定及び実施に当たっては、認知症の人及びその家族の視点を尊重するとともに、絶えず検証し、及び必要に応じてその内容を見直すものとする。

（市民及び事業者の役割）

第5条 市民及び事業者は、認知症の人及びその家族に対する理解を深め、市内の認知症に係る医療及び介護の関係者並びに大学等研究機関との連携により、市と協働して認知症の人にやさしいまちづくりに努めるものとする。

## 第2章 認知症の人にやさしいまちづくりに関する施策の基本事項

（責務又は役割を踏まえた施策の推進）

第6条 前章の責務又は役割を踏まえ、市、市民及び事業者は、市内の認知症に係る医療及び介護の関係者並びに大学等研究機関と連携し、協働してこの章の取組を行うものとする。

（予防及び早期介入）

第7条 市、市民及び事業者は、世界保健機関並びに神戸医療産業都市に関連する企業、大学及び研究機関等と連携し、又は協力し、次に掲げる事項に係る施策の実施により、認知症の予防及び早期介入を推進するものとする。

（1） 認知症の早期発見及び早期介入に資する研究に対する介護等の情報提供による協力に関すること。

（2） 認知症治療薬及び早期診断手法の研究並びに認知症の予防及び介護に関する製品及びサービスの開発支援に関すること。

（3） 認知症研究等で得られた成果等最新の知見の市民への還元等及び認知症に関する施策への反映に関すること。

（事故の救済及び予防）

第8条 市は、認知症の人及びその家族が安心して暮らすことができるようにするため、市長が

定める方法によって認知症と診断された者による事故について、第12条の神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会の判定に基づく給付金の支給その他必要な施策を講ずるものとする。

2 前項及び次条に定めるもののほか、同項の施策を行うに当たって必要な事項は、市長が定める。

3 市、市民及び事業者は、高齢運転者による交通事故の防止に向けて、移動手手段の確保その他の地域での生活支援に努めるとともに、認知症の疑いがある者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の4第1項の申請をすることを促進するための取組を推進するものとする。

（個人の市民税の均等割の税率の特例）

第9条 前条第1項の規定に基づく施策を実施するため、次項から第4項までにおいて、個人の市民税の均等割の税率の特例を設け、これに必要な事項を定めるものとする。

2 平成31年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に係る均等割の税率は、神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第21条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に400円を加算した額とする。

3 前項の規定による加算額に係る収納額に相当する額は、次に掲げる経費の財源に充てるものとする。

（1） 市長が定める方法によって実施する認知症の診断に係る助成に必要な経費

（2） 前号に規定する診断において認知症と診断された者による事故について、第12条の神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会の判定に基づき、給付金を支給するために必要な経費

（3） 第1号に規定する診断において認知症と診断された者による事故についての賠償責任保険に加入するために必要な経費

（4） 前3号に定めるもののほか、事故の救済を実施するに当たって必要な事項として市長が定める経費

4 市長は、第2項の規定による加算額に係る収納額に相当する額を適切に管理するため、予算に定める額を、神戸市民の福祉をまもる条例（昭和52年1月条例第62号）第53条の規定により設置された基金に積み立てるものとする。

（治療及び介護の提供）

第10条 市は、介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターを拠点として認知症に係る相談を推進するとともに、早期受診につながる体制の確立並びに早期診断、適切な治療及び介護の提供に必要な環境整備を行うものとする。

2 市は、認知症の人を支援する医療及び介護に係る人材を確保し、及び資質を向上するため支援体制を充実させるものとする。

（地域の力を豊かにしていくこと）

第11条 市、市民及び事業者は、認知症の人が住み慣れた地域で最期まで安心して暮らし続けることができるよう、次に掲げる施策を実施し、地域の力を豊かにしていくこととする。

（1） 地域の実情に応じた効果的な介護予防事業の推進に関すること。

（2） 認知症の人とその家族が、地域住民や支援を行う者と交流できる環境の整備に関するこ

- と。
- (3) 認知症の人が社会での役割又は生きがいを持てるような社会参加の場の提供に関すること。
  - (4) 地域包括支援センター単位での声かけ訓練の促進等意識の醸成に関すること。
  - (5) 認知症への理解を深める啓発及び行方不明者の早期発見のための情報通信技術を活用した取組等による地域での認知症の人の見守りの推進に関すること。
  - (6) 児童及び生徒に対する認知症の人を含む高齢者への理解を深める教育の推進に関すること。
  - (7) 認知症の人の判断能力に配慮した成年後見等の権利擁護の取組の推進に関すること。

### 第3章 補則

#### (委員会)

第12条 市は、認知症の人にやさしいまちづくりの推進及び評価について調査審議し、並びに第8条第1項の判定をするため、市長の附属機関として、神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、20人以内の委員で組織する。
- 3 委員は、学識経験者、地域活動団体の関係者その他市長が必要があると認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (議会への報告)

第13条 市長は、毎年度、認知症の人にやさしいまちづくりに関する施策の実施状況を議会に報告するものとする。

#### (財政上の措置)

第14条 市は、この条例の目的を達成するため、第9条に定めるもののほか、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

#### (施行細目の委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成30年12月10日条例第16号）

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定中神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例目次の改正規定、同条例第8条第1項の改正規定（「第11条」を「第12条」に改める部分に限る。）、同条例第14条を同条例第15条とする改正規定、同条例第13条の改正規定、同条例第13条を同条例第14条とする改正規定、同条例第12条を同条例第13条とし、同条例第9条から同条例第11条までを1条ずつ繰り下げる改正規定及び同条例第8条の次に1条を加える改正規定は、同年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例第8条第1項の規定（以下「新規定」という。）に基づく給付金の支給その他必要な施策については、前項本文の規定による施行の日（以下「施行日」という。）前に新規定の例により認知症と診断された者に関しても講ずるものとする。
- 3 新規定に基づく給付金の支給その他必要な施策は、施行日以後に発生した事故について講ずるものとする。

(準備行為)

- 4 市長は、施行日前においても、新規定に係る認知症の診断の方法を定めることその他の新規定の施行に必要な準備行為をすることができる。

附 則（令和3年12月9日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 認知症神戸モデル第3期（令和7～9年度）に向けた検討状況

### 1. 認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会

各部会での議論の内容についての報告を行い、認知症の人にやさしいまちづくり条例について審議を行った。

#### （1）開催概要

○2024年度第1回神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会

開催日時：令和6年8月27日（火）17:00～19:00

開催場所：三宮研修センター8階805号室

出席委員：北委員長、亥下、大倉、岡本、小野、古和、種谷、手嶋、西、堀本、松岡、松原、  
宮軒 各委員

議事：① 認知症神戸モデルの実施状況について

② 認知症診断助成制度について（専門部会の報告と意見交換）

③ 認知症事故救済制度について（専門部会の報告と意見交換）

④ 認知症初期集中支援事業等について（専門部会の報告と意見交換）

⑤ 認知症施策の実施状況について

⑥ 神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例について

⑦ 今後のスケジュール（予定）

#### （2）議論の内容

##### 【診断助成制度】

・早期診断・早期対応を推進するための2段階方式による制度を継続。

（ 認知機能検診（第1段階） 認知症の疑いの有無を診断  
認知機能精密検査（第2段階） 認知症かどうかと、病名を診断  
※令和6年4月より認知症新薬にも対応 ）

・軽度認知障害（MCI）と診断された方への支援の拡充

MCIの方向けのリーフレットを作成し、第2段階医療機関で健康づくり等について説明

##### 【事故救済制度】

・「見舞金（給付金）制度」（事前登録不要。事故の被害者となった全市民が対象）と「賠償責任保険制度」（事前登録必要）の2階建て方式を継続。

・GPSサービスの改善

①月額利用料の負担軽減

②より小型の端末など複数のGPS端末を選択肢として提供

③衣服等に貼り付け、行方不明時の身元確認に繋げる「みまもりシール」の導入

(参考) 第3期(令和7~9年度)の認知症神戸モデル事業費(概算)(単位:百万円)

	第3期合計
診断助成	750
事故救済	265
計	1,015

※第3期の事業費については、以下要素などによる歳出の増加を想定。

- ① 高齢者数の増加や認知症への関心の高まりによる受診者数の増加
- ② 認知症新薬への対応による検査費用の増加
- ③ GPSサービスの改善

### (3) 主な意見

- ・認知症神戸モデルについては、医師会の多大な協力のうえ、上手くいっている。
- ・認知症神戸モデルが他の自治体にも広がっていくよう、発信が重要だ。
- ・「認知症の方が行方不明になってしまうから」という前提ではなく、「認知症の方に安心してもらう」という目的で持ってもらうことで、GPSをより活用できるのではないか。
- ・初期集中支援事業はセーフティネットとしての制度であり、今後も続けていくことが大事。非常に頼もしいチームになってきている。
- ・認知症施策に当事者の意見を反映させるとより良いのではないか。
- ・認知症の方本人や家族などの当事者の実情を研修内容に加えることで、認知症の介護や看護をより良くしていくことにも繋がる。

### (4) 今後のスケジュール

- ・令和6年度  
11月議会 条例改正案(超過課税の延長)上程  
2月議会 令和7年度予算案上程
  - ・令和7年度  
4月 第3期 認知症神戸モデルスタート
- ※委員会及び専門部会は必要に応じて随時開催

### 【参考】推進委員会委員名簿(50音順、敬称略)

亥下 徳子	認知症の人と家族の会兵庫県支部代表
大倉 由輝子	神戸市民生委員児童委員協議会常任理事
岡本 勝利	神戸市自治会連絡協議会常任理事
小野 三恵	神戸市婦人団体協議会理事
北 徹	神戸市医療監
古和 久朋	神戸大学大学院保健学研究科教授
種谷 有希子	兵庫県弁護士会弁護士



手嶋 豊	神戸大学大学院法学研究科教授
出上 俊一	神戸市老人福祉施設連盟理事長
西 昂	神戸市民間病院協会会長
堀本 仁士	神戸市医師会会長
松岡 健	神戸新聞社論説委員
松原 一郎	神戸市社会福祉協議会市民福祉大学学長
宮軒 将	兵庫県精神科病院協会副会長

## 2. 令和6年度の各専門部会の開催状況

### (1) 認知症初期集中支援事業等運営関連部会

日時：令和6年7月4日（木）

議事：①認知症初期集中支援事業の運営と評価について  
 ②認知症疾患医療センターの運営と評価について  
 ③認知症診断助成制度における診断後支援について

### (2) 認知症の診断に関する専門部会

日時：令和6年6月28日（金）

議事：①診断助成制度の実施状況について  
 ②診断助成制度における診断後の流れについて

### (3) 事故救済制度に関する専門部会

○2024年度第1回

日時：令和6年6月10日（月）

議事：事故救済制度の実施状況

○2024年度第2回

日時：令和6年8月6日（火）

議事：事故救済制度の方向性

### (4) 事故救済制度に関する給付金判定部会 ※内容は非公表

日時：令和6年4月8日

令和6年5月20日

令和6年7月8日